

支那派遣軍の終戦処理

支那派遣軍總司令官岡村寧次大將は、八月十日夜以来、放送傍受並中央からの連絡示達によつて日本の終戦企図を承知し、十二日並十四日、再度に夏り、国体護持に関し強硬なる意見具申の電報を発信したが、更に、八月十四日午後六時頃、參謀總長を通じて、屈辱的平和を排し徹底的戦争遂行に奮進すべく御聖断あらせられ度も意味の上奏電報を発信した。

注、之等意見具申 並 上奏電報の細部は、才一巻「終戦の経緯」に記述する処の如くである。

然し乍ら、八月十五日正午の玉音放送を拝聴するや、岡村大將は、直ちに、承諾必隨の態度を決定し、全軍將兵に対し慶禧を安んじ奉るべきことを訓示したのであつたが、派遣軍に於ては、八月十五日、總司令官名を以て、參謀總長宛て、

「新情勢に基く大陸命運急発令方取計われ度

ニ派遣軍は百万の大軍を擁し、然も、連戦連勝、戦争には破れたりと雖も、作戦には圧倒的勝利をしぬあり。斯くの如き優勢なる軍隊を獨体の重慶軍により、武装解除さるるが如きは、有り得べからざることにして、然も支那に於ける治安の現況にては、武装解除後は、人命の保全をも期し難く、加之、ポツダム宣言に於ける日本軍の武装解除には、其の場所と時機とを述べあらずと恩料せらるるに付、其の實施箇所は、内地帰還后、又は、乗船地とする

如く中央部に於て折衝あり度

、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

と要請し、一方、大本營命令に基いて、十六日には積極的進攻作戦の
中止すると共に一兵に逐る能く覚悟ある派遣軍の保持と不拔の信念を堅
持して沈毅自衛すへを命令し、次いで、全夜、戦場行動に關し、
即時停止を命じ、且つ、「命令既に茲に至る、忍び難きを忍び、最も速
速に一兵に逐る能く覚悟し、以て進軍に關するべし、但し戦場行動以外の現
任務は之を履行し停戦交渉成立に至る間敵の乘取に方りては巴むを得
ざる自衛の爲の戦場行動は之を妨げず」と承諾した。
八月十七日、天皇陛下の御慈意にたられた朝香宮鳩彦王大将官陛下は、
南京總軍司令部に於て、長き時間を費せられた。
岡村總司令官は、承諾必勝誓つて進軍に關し奉るべき旨奉告申上げる
と共に、意配の通り派遣軍の軍状を報告申上げた。

軍 報

軍 報

圖本で支那兵隊軍機秘の事秘に關し報告す。

(一) 漢道軍は蘇聯の參謀と共に金部兵隊々國境を無難し斷彼軍機に必
死取調中の地、戰爭終結に關する大國兵隊あらせられ八月十五日
至午支那兵隊に於て圖みて玉音を傳し奉り 御宸念の程唯々感泣
痛憤鬱く所を知らず。

御聖斷應に下る。小隊は直に盧溝を擧つて麾下全軍將兵に對し承
爾必隨。國境を清浄することなく盡々嚴肅なる軍紀の下鉄石の國
境を堅持し萬難を超越して新任務の完遂に邁進し、以て御宸念を
安んじ奉らんことを圖示せり。

陛下各方向軍、軍用會官等亦等しく夫々陛下將兵に承爾必隨を圖
示する所あり。次て十五日夜半大命に應じ積極進攻作戦の中止を
命ずると共に一兵に至る迄光輝ある漢道軍の將帥と不拔の信念と
を堅持し且此敵自滅せしむべきを命令せり。

總て十六日夜即時轉戦に關する大命を拜し、直に陛下全將兵に
對し即時轉戦行動を停止すべきを命令せり。目下陛下方面軍、軍

0256

司令官等は一兵に至る迄速に徹底せしむべく鋭意努力中なるも、
全軍一絲紊れず承爾必隨萬難を超越せしものと決意しあり。

(4) 國民政府は帝國の義戦に伴ひ八月十六日自発的に之を解消せしも、
解消と同時に概ね従来同様の組織を以て南京臨時政務委員会とし
て即日成立し、張遺軍と協同して特に延安軍の侵入に対して要城
の治安を維持し、以て中國政府への帰参を意願しあるもの如く、
要人中には特に此の転機を巧に捕捉して保身を図らんか為種々策
動を開始せる者あるも、帝國の道義に疑義なからしむるは將來の
外交政策に及ぼす影響も亦大なるべきを以て之か対策に遺憾な
からしむる如く考慮しあり。

軍事委員会も亦治安委員会として更生しあるも、前述策動者に利
用せられ南京、上海等の治安を攪亂せんとするものあるを以て、
之を未然に封殺し治安の維持、居留民の保護に遺憾なきを期しつ
つあり。

南京臨時政務委員会と延安軍との衝突は益々激化し、重慶は張遺軍軍占領地
に陥る。

内之要領を逐次に佔たも領有すべく集りつつあるに對し、延安は
又此の際に方勢力を拡張せんものと意圖せしめて所々に激進正
面衝突を遂行しつつあり。

尙重慶政府其物も亦國際法規則に暗き為か、機關行動停止と共に
接收を開始し得るものと解しあるが如き節ありて、十六日朝服來
周通に於ける重慶軍及延安軍は上兩の命令なりと稱し、交通幹線
の占領及日本軍小部隊の武装解除等を実施すべく、我占領地域内
に侵入を企つるもの數見しある状況にして、物情漸く嚴然たるも
のあり。

茲に於て派遣軍は支那側に對してはかかる不法なる治安擾亂者に
對しては蔣介石の統制下にあらざるものと見做し、止むを得ず斷
乎たる自衛行動に出つべきことあるを通告すると共に、餘下に對
しては敵より如何なる要求あるも統帥系統に依る命令以外には絶
對に應ぜざるのみならず、所要に應じ斷乎として自衛武力を行使
するに躊躇すべからざるを要求し、以て治安の確保並に軍の接收

行動に遺憾なきを期しつつあり。

支那に於ける治安の不良特に最近に於ける実相に鑑みるも、派遣軍の撤収に方りては少くも乗船地迄は絶対に自衛武力を保持するの要あり。

（一）一方派遣軍の立場より觀察するに和平直後の對支施策は實に國家百年の大計なるに鑑み、軍は毅然たる態度と關魂とを堅持すると共に、衷心より中國の繁榮に協力するの大乘的態度を以て、對支遺囑を實踐して大和民族の真価を發揮し、之を以て日支融合、東亞復興の爲の鞏固なる基礎工事たらしむるは派遣軍の是圖に對する重要任務と考へ、停戦及撤兵に方りては支那側をして秋霜の如き憂怖と敬意とを感せしむる如く、正々堂々と之を實行すべく準備中なり。

之を要するに治安不良なる大陸に於て、敗戦の重慶軍に武器を譲渡して撤収する爲には、有形無形上千辛萬苦を予想せらるるも、本國もて供進を期はりたる國策の變遷を許し、金軍將兵相成り

五八

て是國體神の天旨の達成の爲、若へ難きを堪へ忍び難きを忍び誓て
聖旨に副ひ奉らんとを深く期する次第なり。

昭和二十年八月十七日

支那派遣軍総司令官 岡村 寧次

又、御遺言宮殿下は、十八日、北支方面軍に對しても天皇陛下の御意
を伝達されたが、之に對し方面軍司令官下村 定大將は、その日夕、
陸軍大臣及參謀總長に宛て、

「御遺言宮殿下より、（此間不明）、なる大御言葉を押承、感
激益々深く、方面軍金將兵更に盡旨貫徹の決意を固め、（此間
不明）、停戦命令の履行に於ても變かの動搖無く忠氣も亦旺盛
なり、御安心せり。

又、全軍管内治安及中國側官民の動向に就ては、若干憂慮すべき後候
なしとせざるも目下一般に平靜にして我方着々善處しあり、之亦

御配慮に及ばず

と打電し、義勇隊の興状を報告した。

報て、日本の終戦を知るや重慶及延安勢力の相剋は急速に激化し、互に派遣軍占拠地域内要点を速やかに奪取せんとし、殊に津浦線沿線又は長江沿岸に於て十六日朝未交通幹線の占領及我小部隊の武装解除を要求するもの頻発したのみならず、國府軍要人の保身的策動背反と相俟つて、物情電に騒然となつて来た。派遣軍總司令部は、御膝下の南京に對しては逐次到着する才百六十一師團をして警備を強化せしめ、又、兼指揮下諸部隊に對しては敵より如何なる要求があつても統帥系統による命令以外には絶対に応ぜざるのみならず、所要に應じては斷乎自衛武力を行使するに躊躇することなきより命令すると共に、一方、中國側に對して、十七日十時左の通電を公表した。

支那派遣軍通電

八月十七日十時

派遣軍は、大本營の嚴命を統帥命令に基き、既に現配置を以て停

戦態勢に転移せよ。

五四

然るに、中国軍隊中陽謀陰謀の命令なりと稱し、津浦沿線地区揚子江沿岸地区等に於て、日本軍に對し、不法攻撃態勢を示し、或は、武装解除を求むるものあるは、我が派遣軍の益だ遺憾とする所なり。派遣軍は、嚴肅なる軍紀の下、一に、本職の命令に基き、拳精進進を律し、今後停戦協定の成立に基き逐次所要の実行に転移すべく、他の容喙は断じて許さず。

右、中国軍隊の不穏行動は、固より蔣委員長の命令に非るべしと確信するを以て、蔣委員長は、速に、中国軍全部に對し、區東梢部隊に至る迄即時現態勢を以てする停戦実行を徹底せしめられんことを要請す。

自今、右不穏行動を継続するものに對しては、蔣委員長の命令に服しあらざるか、或は、その重圍外に出であるものと見做し、派遣軍は已むを得ず、断乎たる自衛行動に出づることあるべし。左通告す。

0262

以上の如き、支那の内部の状況に關して、日本政府及大本營は、一層速の如く、一再ならずマツカーサー司令部に善処方を要請した。

其後八月二十四日に至るや、日本側は、支那内部の混亂を防遏し民衆の幸福を冀求することに關し、連合國側にも、大なる異論なきものと判断し、在マニラ連合國最高指揮官に對し、重ねて、情勢を説明すると共に、支那大陸に於ける武器の引渡しを段階的に実施することとなるよう期待しつつ、連合國側としても、所要の現地調査を実施せんことを要請した。

尚、全じく八月二十日、派遣軍は、總參謀長名を以て參謀次長に對し、一、派遣軍に對し武力行使の停止時期を示さるるに方りては、層層を以てすることなく、現地協定に基く武装を完全に放棄したる時機とせられ度。

又爾して派遣軍の武装放棄は、支那の特性上、重慶末梢部隊の無統制、延安軍の跳梁等、治安を極めて不良なるを以て、自衛上、一部

五五

0263

の執行は、本件は、極力現地に於て、威嚇と協定し得る如く取極あり

度。

英商、大陸命才一三八五号の武力行使には、敵の協定違反行為等に
對し、止むを得ざる自衛行為は含まざるものと解しあるも、敵家
あり度。

と電報したが、蓋し、之は、八月十八日附大陸命才千三百八十五号に
よる時、外地諸軍は八月二十五日零時以降一切の武力行使を完全
に停止するものとされたが故であつた。而して、大本營に於て
は、右の意見を容れ、特に支那派遣軍に對しては、前記大陸命才千三
百八十五号の執行に就き、重慶軍及ソ軍の無秩序なる行動に對し、万
止むを得ざる場合、局地自衛の措置を認容することとした。(既述)
支那派遣軍に於ては、右、自衛の爲の武力行使に関する問題の他、金
銀の形勢に鑑み、武装解除の問題に就いて、特に頭を悩ませて居たが、

八月二十一日夜 並 八月二十五日の二回に亘り、次の電報を、参謀
長名によつて、次長次官（八月二十三日の分は次長宛）に発信し、中
央通局にその責任ある敵解替処を要請した。

八月二十一日発電 派遣軍全將兵肅として、承諾必謹、此の重
大なる要に処し、有ゆる感情を制して其の任務に精進しある現状と
そ、鬼軍の真姿を顕現せるものと確信し、真に感激に堪えざる処な
り。

今後、益々、軍紀を振作し、国策の大本に添いて行動すべく、萬般
の措置を講じつつあり。

唯、此際擬遣軍として、日夜最も苦慮しあるは、在支軍隊の武装解
除問題にして、支那に關する限り、本件は、現地部隊の感情、爾予
を超越せる在支二百萬將兵及居留民の現興の生命保護の關係に係り、
南京周辺を始め、各地に於ける治安は、急速なる不良化の状況、或
は、總参二電第六二六号にて報告せる如く、敵側集團軍司令部自ら

軍軍の武装解除に際し、編隊長以上の処断を命令する等の態度に
固でつつあるも、此くの如き状況より推すも、一斉武装解除により
武力を放棄せる後に來るべき全支那獨り居の重大不祥事の発生は、最
近の内外状況よりするに、算極めて大なるものあるを痛感せらる。
船舶輸送等の為、果して後河の日子を陛下の赤子をして此の危険下
に放置せざるべからざるや。

真に痛心に堪えざるあり、派遣軍としては、大朝の御趣旨を維持し、
支那に於ける此の動かすべからざる現実に即して行動を律するの余
儀なき実状に在り。

固より、已に十分御考慮のことと存するも、重ねて、特に中央就中
軍以外責任者に於て瞭解徹底あらんこと切望に堪えず。

八月二十三日無電　支那に於ける現地自治と治安とは相互に關
連しありて、派遣軍にして武装解除せられたる時は、既往の諸情報
にも鑑み、統帥組織は存断せられ、御留者乃至は俘虜としての取扱
いを受くると必定にして、人員の給養は全く支那側に依存するの

他なく、然も、現地に於ける混亂の現況此くの如き場合、徒らに將兵及居留民をして敵の凌辱虐殺等の危険に曝さしむるのみにして、寧ろ然たる給養實施の如き到底庶幾し得ず。

、 、 、 下略、 、 、

以上の他、終戦直後に於ける支那大陸の憂慮すべき情勢に関する情報は、北方の央と共に、頼として中央に報告され、中央亦一既述の如く、マツカリーサー司令部に對し、屢次に互り希望並要請の電報を免したが、マツカリーサーの威令は、連合諸國に及ぶを得ず、中央當局は、八月下旬、汝長篇を以て、左記電報を派遺軍に免した。

支那派遺軍及餘下各部隊が、極めて困難なる情勢下、上下統緒一貫、克く其の光輝ある伝統を發揮せられつつあるは感激措く能わざるものあり。

中央に於ても、支那方面特殊事情殊に累次の報告に鑑み、貴軍の要望實現に關し、交渉を進めつつあるも、マツカリーの統制力の薄弱なるに鑑み、運籌に於て、修補交渉を進めらるる機會に於ても、

爾後の状況

當時、現地から中央に對して報告せられた情報の中一層速せるものを除く一途なるものは次の通りである。

錦州方面にありし「ソ」軍は、二十九日頃、綏中に侵入せしか、三十一日八路軍の先導を以て、山海關に進出せり。

北支方面軍は、餘下部隊に對し、豫め、極力機關を回避する如く努めたる結果、機關は意趣しあらざるも、山海關の領事は警戒せられ、邦人は侵入せる「ソ」軍八路軍、民衆の甚だしき掠奪を受け、且、殺害拉致せられたるもの相續數に上るか如し。

爾他方面支那各地に於ける治安悪化の一途を辿りつつありて、殊に在留邦人は、生命の危険食糧入手難等其辛苦深刻なるものあるか如し。

又支那派遣軍總司令官は、以上の状態にも鑑み、停戦協定に關し、何處欽宛左の事項を申入れあり。

イ、武装解除に關しては自衛兵器を乗船地迄携行し且内地迄帶刀
帶剣を認むる件

ロ、食糧の確保特に中国側より不足分の補給を受くる件

ハ、修員完結迄軍隊の組織を保有せしむる件

ニ、帰國在外邦人を軍に於て同行保護する件

尚右に關しては中央より連合國最高指揮官に申入れを行い、大体
現地に於て夫々關係連合國指揮官と協議する如く交渉を進めつつ
ありて、既に解除せしか如し。

斯くの如く、支那大陸方面に於ては、種々困難な事象が呈起したが、
派遣軍總司令部に於ては、万難を排して、中央の意圖の達成に勉め、
特に、八月十六日十六時發の大陸命令千三百八十二号による戦場行動
停止に就いては、就中、之が徹底を期した。その戦場行動の停止、又
は、命令徹底の目的は次の通りであつた。

ノ字六方面軍

字十一軍

八月二十一日 十二時

十九番二十回轉

第六

才二十軍	十九日 二十四時
武漢艦隊	二十日 二十四時
鉄道部隊	二十一日 十二時
東北支方面軍	八月十八日 二十四時頃
才一軍	十七日 十二時
才十二軍	十八日 二十四時頃
才四十軍	十七日 十二時
陸軍	十七日 十二時
直轄艦隊	十七日 二十四時
才六軍	八月十七日 二十時
才十三軍	二十日 十七時
才二十三軍	二十日 十八時
才十三飛行團	十七日 十一時

四三

0270